令和５年度　公文書開示（５月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.3.6	R5.5.1	お客様サービス課の委託契約から公告から契約までの一切の文書 １ 東京都交通局ホームページ運用委託 ２ 交通局ホームページ改修作業委託（子育て応援スペース関連ページ） ３ 東京都交通局公式ホームページ　翻訳委託（単価契約） ４ 都営交通公式アプリ運用委託 ５ 都営交通アプリにおける機能改修作業委託 ６ 交通局報の作成業務委託（単価契約） ７ 都営交通広報誌の発行業務委託 ８ 都営交通広報誌の配送業務委託 ９ 東京都交通局サービス推進発表会総合委託 １０ 都営交通モニター業務委託 １１ お客様の声ネットワークシステム運用保守委託 １２ コールセンター運営業務委託（長期継続契約） １３ お忘れものセンター運営業務委託（長期継続契約）	204		1				1	1	1		1				（７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）開示した場合、以後当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条３号）当該企業が公表しておらず、公にすることにより、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるため。 （７条３号）内訳書に記載された単価及び積算金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が公になると、競業他社等が価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整して、営業戦略上有利に立つ可能性があり、金額を提示した企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 （７条２号）特定の個人を識別できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （７条６号）入札書比較価格を開示した場合、以後当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局資産運用部契約課
2	R5.3.6	R5.5.1	お客様サービス課の委託契約から公告から契約までの一切の文書 １委託契約書　東京都交通局ホームページ運用委託 ２委託契約書　交通局ホームページ改修作業委託（子育て応援スペース関連ページ） ３委託契約書　東京都交通局公式ホームページ　翻訳委託（単価契約） ４委託契約書　都営交通公式アプリ運用委託 ５委託契約書　都営交通アプリにおける機能改修作業委託 ６委託契約書　交通局報の作成業務委託（単価契約 ７委託契約書　都営交通広報誌の発行業務委託 ８委託契約書　都営交通広報誌の配送業務委託 ９委託契約書　東京都交通局サービス推進発表会総合委託 １０委託契約書　都営交通モニター業務委託 １１委託契約書　お客様の声ネットワークシステム運用保守委託 １２委託契約書　コールセンター運営業務委託（長期継続契約） １３委託契約書　お忘れ物センター運営業務委託（長期継続契約）	313		1				1	1	1						（７条４号）契約書に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条３号）内訳書の単価及び積算金額はその価格を提供した会社の経営上の情報であり、公になれば他の会社に経営上の情報が知らされることになり、当該会社の競走上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条２号）契約書に記載された各言語の主任翻訳者の氏名、職歴及び資格は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号及び４号）機器設置一覧は、システムのネットワーク構成を示し、その機器一覧を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報であり公になれば他の会社に経営上の情報が知られ当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められる。また、システム上のセキュリティに関する構成（ネットワークやファイアウォールの数、OSやミドルウェアなど）が判別できるため、犯罪の実行を容易にするおそれもある。 （７条４号）コールセンターは、お客様の声の集積システム等により多くの個人情報を保有している。コールセンター内のレイアウトを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条４号）お忘れものセンターは、常に現金や貴金属等お客様の遺失物を保管している。お忘れものセンター内のレイアウトを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	交通局総務部お客様サービス課
3	R5.3.8	R5.5.1	政策企画局から送信された都民の声のメール	550		1					1				1				（７条６号）公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 （７条６号）都政に対する提言・意見等を公にすることは、将来の情報公開をおそれ率直な提言・意見等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 （７条２号）個人情報に当たる情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	交通局総務部お客様サービス課
4	R5.3.8	R5.5.1	「バス停留所上屋新設等単価請負工事」公告から工事終了までの関連文書	23		1					1	1			1				（７条６号）開示した場合、以後当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条３号）当該企業が公表しておらず、公にすることにより、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるため。 （７条３号）単価及び積算金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これら情報が公になると、競業他社等が価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整して、営業戦略上有利に立つ可能性があり、金額を提示した企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 （７条２号）特定の個人を識別できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。	交通局資産運用部契約課
5	R5.3.11	R5.5.9	平成３０年１月付　三田線車両の製造　仕様書	110		1							1						（７条４号）公になると、列車無線装置への介入が可能となり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条４号）公になると、信号装置への介入が可能となり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局車両電気部車両課
6	R5.4.19	R5.5.1	・コールセンター運営業務委託業者選定に伴う実施要領 ・コールセンター運営業務委託仕様書	83		1							1		1				（７条４号）お客様センター内にあるコールセンターは、お客様の声集積システム等により多くの個人情報を保有しているが、そのレイアウトを公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条６号）公にすることにより、業務に関係のないメールの受信が生じるなど事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部お客様サービス課
7	R5.4.21	R5.5.2	1.東京都地下高速電車連絡運輸規程第８条の準用規定より、交通局が保有している東日本旅客鉄道株式会社の定める規則及び規程のすべて。但し、以下の規則及び規程を除く ア　旅客連絡運輸規則別表 イ　旅客連絡運輸取扱基準規程及びその別表　ウ　旅客連絡運賃料金精算事務規程 ２.東日本旅客鉄道株式会社が定めるICカードに関する規程。２の規程の名称は不明					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局電車部営業課
8	R5.4.19	R5.5.8	・東京都交通局　都営地下鉄旅客案内標識設置基準 ・構内放送一覧	205	1															交通局電車部営業課
9	R5.4.24	R5.5.8	大江戸線大門駅～大門変電所間ケーブル洞道整備工事における工事変更（第１回）に伴う変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書	104	1															交通局建設工務部計画改良課
10	R5.4.27	R5.5.10	東京都交通局苦情処理共同調整会議の設置等に関する要綱	4	1															交通局自動車部管理課

11	R5.4.27	R5.5.10	（１）都営バスのドライブレコーダー画像（閲覧・提供）申請書（令和３年１月１日から令和５年４月２７日まで） （２）捜査関係事項照会書（令和３年１月１日から令和５年４月２７日まで）				1						1						（７条４号）当該公文書は、犯罪捜査に関する情報が記載されており、公にすることにより、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局自動車部管理課
12	R5.5.2	R5.5.9	三田線板橋本町駅一般図（竣工時） 三田線板橋本町駅A4出入口地下部一般図（竣工時） 三田線板橋本町駅A4出入口上屋一般図（改修後）	7	1															交通局建設工務部計画改良課
13	R5.5.6	R5.5.19	２０２２年８月２３日付振替輸送費算出表改訂の費用に係る確認書	1		1					1	1	1						（７条２号）特定個人を識別できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （７条３号）その価格を提供した法人の経営上の情報であり、他の企業等に経営上の情報が知らされることで、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等により当該法人の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	交通局電車部営業課
14	R5.5.6	R5.5.19	１:東京メトロ７号線、東急目黒線、東急新横浜線、都６号線及び埼玉高速７号線、相鉄本線・相鉄いづみ野線・厚木線・相鉄新横浜線における車両機器の地上設備に対する誘導障害試験の費用負担に関する覚書、及び同覚書に基づく費用の支出（０４交車電第１５１７号）２:東急新横浜線における東武鉄道所属車両を用いた走行安全試験の実施に伴う費用に関する文書（０４交車電第１３６０号）	99		1					1	1	1			1			（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条３号）契約・交渉における価格に関する情報であり、公になると、競業他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整したりして、営業戦略上有利に立ち、関係事業者がその後の事業活動において不利な立場に置かれるおそれがあるため。 （７条３号）直通運転のための車両試験、試運転の実施に関し、関係各社との協議を行った記録、各社の事業実施の方針、内部管理に関する情報が含まれており、公にすると各社の事業運営が損なわれると認められる。 （７条４号）押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条７号）第三者から非開示を前提として提供を受けた情報であり、公にした場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。	交通局車両電気部管理課
15	R5.5.8	R5.5.12	令和５年４月１日（土曜日）に請求者からお客様サービス課宛てに送信された電子メールに対する回答の決裁欄押印の分かる文書					1											当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。	交通局総務部お客様サービス課
16	R5.5.9	R5.5.16	職務乗車証等の発行及び取扱いに関する要綱（平成１５年６月１６日付１５交総第６６０号）	8	1															交通局総務部総務課
17	R5.5.9	R5.5.18	恩賜上野動物公園懸垂電車事業用施設の撤去に伴う対応について（文書番号０４交総第１４４８号）				1							1					（７条５号）対象公文書に含まれる情報は、現在都の期間内部で協議中の内容であり、本件を公にすることで、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	交通局総務部企画調整課
18	R5.5.9	R5.5.19	車両設計実施基準	46	1															交通局車両電気部車両課
19	R5.5.10	R5.5.25	（１）１号線直通車両の申し合せ事項（京急２１００形浅草線乗入）に関する確認書 （２）都１．６．１０号線に関わる直通車両規格適合チェックリスト（確認表）	13		1					1		1						（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 （７条４号）公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 （７条４号）乗務員電気機器の周波数が公になると、機器への介入が可能になり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	交通局車両電気部車両課
20	R5.5.17	R5.5.30	大江戸線勝どき駅改良建築工事（契約番号：２８－１００００６）についての見積比較表、特記仕様書、図面、参考数量内訳書、質問回答	700	1															交通局建設工務部建築課
21	R5.5.17	R5.5.31	「ドライブレコーダー設置運用基準」のもと（根拠）になっている要綱・要領・条令・法律等					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車部営業課
22	R5.5.17	R5.5.31	大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム（第１回）の議事概要	1	1															交通局総務部企画調整課
23	R5.5.17	R5.5.31	・令和５年度大江戸線沿線状況等基礎調査委託仕様書 ・大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム（第１回）の会議資料	19		1								1					（７条５号）将来需要の推計年次は、将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）概算事業費については、内部における検討のために試算した値である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）大江戸線延伸部の駅数については、将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）補助230号線の取組状況については、大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム第１回時点で未確定な情報を含んでおり、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）将来旅客需要推計の推計年次及び条件設定値については、当局が将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）将来需要の推計結果に係る数値及び評価については、内部における検討のために試算した値及び分析である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号）累積損益収支及び条件設定値については、内部における検討のために試算した値及び分析である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。	交通局総務部企画調整課

24	R5.5.22	R5.5.29	・都営地下鉄軌道検測委託（４交建工第１７０２号） ・日暮里・舎人ライナー軌道検査委託（４交建工第１６９０号） 以上２件の委託総括書、種別内訳書、代価明細表	44	1															交通局建設工務部保線課